

## 公立大学法人滋賀県立大学内部監査規程

平成 18 年 4 月 1 日  
公立大学法人滋賀県立大学規程第 57 号

### (目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学会計規則第 43 条の規定に基づき、内部監査（以下「監査」という。）の実施に必要な事項を定め、もって業務運営等の適正を図ることを目的とする。

### (定義)

第 2 条 この規程において「部局」とは、各学部、各研究科、全学共通教育推進機構、図書情報センター、地域共生センター、環境管理センター、産学連携センター、学生支援センターおよび事務局をいう。

### (監査員)

第 3 条 監査に従事する職員（以下「監査員」という。）は、監査室に属する職員のうちから理事長が命じるものとする。

2 理事長は、前項の監査員のほか、監査員補助者を命ずることができる。

### (監査の実施)

第 4 条 理事長は、定期または随時に実地監査を行うものとする。

2 理事長は、監査の実施項目および実施細目を定め、これにより監査をするものとする。

### (監査の通知)

第 5 条 理事長は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ実施しようとする部局の長に対し、必要な事項を通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、理事長が特に監査を必要と認めた場合は、この限りでない。

### (監査の方法)

第 6 条 監査員は、監査の実施により法令等に違反し、または適当でないと認める事項がある場合には、関係職員に対して意見を示すとともに理事長に報告し、指示を受けるものとする。

### (監査員の職分)

第 7 条 監査員は、第 4 条第 2 項に定める実施項目により、公正かつ厳格に監査をしなければならない。

2 監査員は、帳簿、書類または現場において監査し、明瞭を欠くものがあるときは、関係職員に質問し、かつ関係資料の提出を求めることができる。

3 監査員は、監査実施の結果知り得た事項について、正当な理由なくこれを他に漏らしてはならない。

(関係職員の立ち会い義務等)

第8条 監査を受ける部局の関係職員は、監査のある間、監査員の行う監査に立ち会い、質問に応じかつ関係資料等の提出を求められたものがあるときは、これを拒んではならない。

(監査の実施報告)

第9条 監査員は、監査を終了したときは、速やかに報告書を作成し、理事長に提出しなければならない。

(是正改善の措置)

第10条 理事長は、監査の結果、是正改善の措置をとる必要があると認めるときは、直ちにその措置をとり、または当該部局の長にその措置をとることを命じるものとする。

2 部局の長は、前項の規定による措置を命じられたときは、直ちにその措置をとり、理事長に報告しなければならない。

(他の監査機関との調整)

第10条 監査員は、監事監査および会計監査人監査との重複を避け、監査情報を交換するため、随時、監事または会計監査人と連絡調整を行うものとする。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。